

令和4年度

手賀沼農地防災事業

手賀排水機場建設工事に係る技術協力業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局手賀沼農地防災事業所

第1章 総則
(適用範囲)
第1-1条

(目 的)
第1-2条

(場 所)
第1-3条

(土地の立入り等)
第1-4条

(管理技術者)
第1-5条

(担当技術者)
第1-6条

(配置技術者の確認)
第1-7条

手賀沼農地防災事業 手賀排水機場建設工事に係る技術協力業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)及び建築、電気設備その他関係法令によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

本業務は、別途契約されている「手賀沼農地防災事業 手賀排水機場実施設計等業務」において、発注者、受注者及び「手賀排水機場実施設計等業務」の受注者(以下「設計者」という。)が協力して受注者の施工技術に基づく設計を完成させるための業務である。

本業務において対象とする手賀排水機場の建設予定地は、千葉県印西市大森及び木下地内で、別添位置図に示すとおりである。

作業実施のための土地立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立ち入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－鋼構造及びコンクリート
		建設－施工計画・施工設備及び積算
		農業－農業土木
		農業－農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
		施工計画・施工設備及び積算
農業	農業土木、農業農村工学	
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート	－
	施工計画・施工設備及び積算	－
	農業土木	－

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものである。

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務計画を変更する際も同様とする。

(保険加入) 第1－8条 (技術員等の配置) 第1－9条 第2章 作業条件 (適用する図書) 第2－1条 (貸与資料) 第2－2条	(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 受注者は、共通仕様書第1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。 本業務は、現場技術業務の実施要領等について(平成 14 年2月6日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領に基づく業務において調整等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。 設計の基本的事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。 なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場</td><td>(社)農業農村工学会</td></tr><tr><td>2</td><td>土木構造物標準設計</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>3</td><td>鉄筋コンクリート構造基準・同解説</td><td>(社)日本建築学会</td></tr><tr><td>4</td><td>建築基準法及び同施行令</td><td>(社)日本建築学会</td></tr><tr><td>5</td><td>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</td><td>(社)日本建築学会</td></tr><tr><td>6</td><td>鋼構造設計規準－許容応力度設計法－</td><td>(社)日本建築学会</td></tr><tr><td>7</td><td>建築基礎構造設計指針</td><td>(社)日本建築学会</td></tr><tr><td>8</td><td>解説・工作物設置許可基準</td><td>(財)国土技術研究センター</td></tr><tr><td>9</td><td>高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針</td><td>(社)農業土木事業協会</td></tr></table> 貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>分類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>業務報告書</td><td>平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区排水施設他基本設計業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区手賀排水機場地質調査業務</td><td>1式</td></tr><tr><td>〃</td><td>令和2年度 全体実施設計手賀沼地区全体実施設計書とりまとめ業務</td><td>1式</td></tr></table>	番号	名称	発行所	1	土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場	(社)農業農村工学会	2	土木構造物標準設計	国土交通省	3	鉄筋コンクリート構造基準・同解説	(社)日本建築学会	4	建築基準法及び同施行令	(社)日本建築学会	5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	(社)日本建築学会	6	鋼構造設計規準－許容応力度設計法－	(社)日本建築学会	7	建築基礎構造設計指針	(社)日本建築学会	8	解説・工作物設置許可基準	(財)国土技術研究センター	9	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会	分類	貸 与 資 料	数量	業務報告書	平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区排水施設他基本設計業務	1式	〃	平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区手賀排水機場地質調査業務	1式	〃	令和2年度 全体実施設計手賀沼地区全体実施設計書とりまとめ業務	1式
	番号	名称	発行所																																								
	1	土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場	(社)農業農村工学会																																								
	2	土木構造物標準設計	国土交通省																																								
	3	鉄筋コンクリート構造基準・同解説	(社)日本建築学会																																								
4	建築基準法及び同施行令	(社)日本建築学会																																									
5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	(社)日本建築学会																																									
6	鋼構造設計規準－許容応力度設計法－	(社)日本建築学会																																									
7	建築基礎構造設計指針	(社)日本建築学会																																									
8	解説・工作物設置許可基準	(財)国土技術研究センター																																									
9	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	(社)農業土木事業協会																																									
分類	貸 与 資 料	数量																																									
業務報告書	平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区排水施設他基本設計業務	1式																																									
〃	平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区手賀排水機場地質調査業務	1式																																									
〃	令和2年度 全体実施設計手賀沼地区全体実施設計書とりまとめ業務	1式																																									

その他

手賀沼地区全体実施設計書

1式

〃

国営手賀沼土地改良事業計画書

1式

(適用する図書及び貸与資料の取扱い)
第2-3条

第2-1条、第2-2条に示す適用する図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。
(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
(2) 貸与資料は本業務に支障ない範囲の時期に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。
(3) 第2-2条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。

(関連業務)
第2-4条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

業務名	業務実施期間
手賀沼農地防災事業 手賀排水機場実施設計等業務	令和3年12月27日～ 令和4年11月30日

第3章 業務内容
(作業項目及び数量等)
第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙1作業項目内訳表(当該項目)に○印で示すものとする。
作業項目表

作 業 項 目	数 量	備 考
現地調査	1式	
資料の検討	1式	
設計の確認	1式	
施工計画の作成	1式	
技術情報等の提出	1式	
全体工事費の算出	1式	
関係機関との協議資料作成支援	1式	
設計調整協議	1式	
点検とりまとめ	1式	

(調整・協力)
第3-2条

発注者及び受注者は、設計者を含む三者との間で手賀排水機場建設工事(仮称)の設計業務に関する協議を行うため別紙2の設計協力協定を締結するものとする。
発注者、受注者及び設計者間との調整は発注者が行うものとするが、発注者が行う調整に対し、受注者は真摯に対応し、協力するものとする。なお、設計調整協議は、関東農政局手賀沼農地防災事業所で行うものとし、以下の回数を想定している。
設計調整協議 2回

(業務の成果品質 確保対策) 第3-3条	契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、受発注者間で、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ① 設計条件・前提条件 ② 業務計画の妥当性 ③ スケジュール ④ 設計変更内容 ⑤ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。 (2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督職員(主催)、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地調査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。 (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
(情報共有システムの 活用) 第3-4条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領(農林水産省Webサイト参照)」によるものとする。 (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	共通仕様書第1-10条による打ち合わせについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手段階 第2回 中間打合せ(設計の確認段階) 第3回 中間打合せ(施工計画作成段階) 第4回 中間打合せ(全体工事費算出段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互

第5章 成果物等 (成果物) 第5-1条 (成果品の提出先) 第5-2条 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	に確認するものとする。 成果物を設計共通仕様書第1-17条及び調査共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は以下のとおりとする。 関東農政局手賀沼農地防災事業所 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第3-2条に示す「設計調整協議」の回数に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他重要な変更が生じた場合。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。
--	---

別紙1

[作業項目内訳表]

作 業 項 目	作 業 内 容	作業実施欄
		当初
1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、業務実施計画のための必要な現地調査を行う。	○
2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
3 設計の確認	設計者が行う設計の内容に対して技術提案が適切に反映されていることを確認する。また、技術提案以外の部分を含めて施工性の観点から設計の内容の確認を行う。	○
4 施工計画の作成	設計者が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・機械の搬入計画、施工ヤード計画等、工事の実施に当たって必要な計画を記載した施工計画を作成する。	○
5 技術情報等の提出	価格等の交渉時に実施することが認められなかった技術提案を除き、技術提案の適用判断及び設計への反映の際に必要な、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積もり、見積根拠(数量計算、設計図などを含む)等を提出する。	○
6 全体工事費の算出	設計者が行う設計の内容に応じた全体工事費を算出する。 なお、全体工事費の算出方法については、設計の進捗に応じて監督職員と協議を行うとともに、必要となる工事費算出の根拠となる資料を提出する。	○
7 関係機関との協議資料作成支援	受注者は、設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点からの助言を行う。	○
8 設計調整協議	設計協力協定に基づく調整協議を行う。(調整協議2回)	○
9 点検とりまとめ	成果資料の点検及びとりまとめを行い、報告書の作成を行う。	○

手賀沼農地防災事業手賀排水機場建設工事に関する設計協力協定書（案）

「手賀沼農地防災事業手賀排水機場建設工事」（以下「建設工事」という。）に関して、支出負担行為担当官 関東農政局長 大角 亨（以下「発注者」という。）、NTCコンサルティング株式会社東京支社 支社長 西山 和宏（以下「設計者」という。）及び〇〇 〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、建設工事において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（秘密保持）

第3条 発注者、設計者及び優先交渉権者は、本協定に関連して知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者、設計者及び優先交渉権者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定の締結の日から建設工事に係る発注者と優先交渉権者の価格等の交渉が成立する日まで、又は、価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし、第3条の規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の証として本書3通を作成し、発注者、設計者及び優先交渉権者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
		さいたま新都心合同庁舎2号館
	氏名	支出負担行為担当官 関東農政局長 大角 亨

設計者	住所	東京都中野区本町一丁目32番2号
	氏名	NTCコンサルティング株式会社東京支社 支社長 西山 和宏

優先交渉権者	住所	
	氏名	